

CASE

11 ピンクチラシを貼ったり ポストに投函する仕事をしていたら 警察官につかまってしまった。

トラブルの事例

サークルの先輩から「短時間で多額のアバイト料がもらえる」と誘われ、ピンクチラシを電柱に貼ったり、郵便受けに投函してまわる仕事をしました。ところが、あるマンションから出てきたら警察官に呼び止められ、事情を説明するとそのまま交番に連れて行かれてひどく叱られました。(男子学生2年)

解決策

本人にその気がなくても、チラシ貼り・配りは立派な犯罪です。軽犯罪法では正当な理由なく他人の住居部分に入ること、みだりに貼り紙をすることなどを禁じています。

またピンクチラシの場合、一般的に見て売春の相手方を誘っていると判断されるものは売春防止法の誘因罪にあたり、2年以下の懲役または5万円以下の罰金が科されます。「自分はアルバイトで、売春の周旋をするつもりはなかった」といっても、チラシ貼りを依頼した人物がその目的を認識していれば、罪を問われることとなります。この事例もその点を説明し、本人とその先輩に嚴重注意しました。

POINT — ●ここがポイント

アルバイトのトラブルはたいてい「簡単、高額、短時間」という誘い文句に乗った結果発生する。これらの仕事は何らかの犯罪にかかわっていることが多く、実際には大きな危険がひそんでいる。「うまい話」には必ず裏があることを認識させ、何か怪しいと感じたらすぐにでも辞めさせる。